



# 宮 崎 県 公 報

平成22年1月12日(火曜日)第2149号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地  
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 保安林の指定予定の通知…………… (自然環境課) 1
- 地域森林計画の策定…………… (環境森林課) 1
- 地域森林計画の変更…………… ( ) 1

頁

- 大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商業支援課) 1
- 家畜人工授精講習会修業試験の合格者…………… (畜産課) 2
- 土地改良区の役員の就退任の届出 (2件) …… (農村整備課) 2
- 土地改良区の役員の退任の届出…………… ( ) 3
- 教育委員会告示
- 平成22年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等  
部入学者募集人員…………… 3

## 告 示

### 宮崎県告示第8号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成22年1月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字分城字大山881-1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により、次の地域森林計画を平成21年12月28日付けて定めたので公表する。

平成22年1月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地域森林計画の名称  
広渡川地域森林計画
- 2 地域森林計画の計画の期間  
平成22年4月1日から平成32年3月31日まで
- 3 地域森林計画の縦覧場所  
宮崎県環境森林部環境森林課、宮崎県南那珂農林振興局

- 4 申立てがあった意見の要旨  
なし
- 5 申立てがあった意見の処理の結果  
なし

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定により、次の地域森林計画を平成21年12月28日付けて変更したので公表する。  
平成22年1月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地域森林計画の名称  
耳川地域森林計画、一ツ瀬川地域森林計画及び五ヶ瀬川地域森林計画
- 2 地域森林計画の縦覧場所  
宮崎県環境森林部環境森林課、宮崎県西臼杵支庁、宮崎県児湯農林振興局及び宮崎県東臼杵農林振興局
- 3 申立てがあった意見の要旨  
なし
- 4 申立てがあった意見の処理の結果  
なし

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成22年1月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルイチ丸山店  
宮崎市丸山1丁目118番1 外16筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社マルイチ 代表取締役 高木亮輔  
日向市江良町4丁目110番地3
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社マルイチ 代表取締役 高木亮輔  
日向市江良町 4 丁目 110 番地 3

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成22年 8 月23日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,258㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物敷地外東側 (No 1) 56台  
建物敷地外西側 (No 2) 46台  
建物敷地内 (No 3) 2台  
合計 104台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物敷地南側 (No 1) 18台  
建物敷地西側 (No 2) 18台  
建物敷地外東側駐車場南側 (No 3) 8台  
建物敷地外東側駐車場西側 (No 4) 26台  
合計 70台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物敷地北東側 166.87㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物敷地北側 33.75㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前 9 時30分 閉店時刻 午後11時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 9 時～午後11時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
建物敷地外東側駐車場西側及び北側 2 箇所 (出入口)  
建物敷地外西側駐車場南側 2 箇所 (出入口)  
建物敷地内駐車場東側 1 箇所 (出入口)  
合計 5 箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 7 時～午後 4 時
- 8 届出年月日  
平成21年12月22日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間  
平成22年 1 月12日から平成22年 5 月12日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商業支援課
- (2) 期間  
平成22年 1 月12日から平成22年 5 月12日まで
- 11 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売

店舗の名称を日本語により記載すること。

平成21年10月28日から12月 3 日までに実施した家畜人工授精に関する講習会の修業試験の合格者は、次の受講番号のとおりである。

平成22年 1 月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

牛

1	2	3	4	5	6	9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
42	43											

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、嵯崎土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年 1 月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	佐 藤 学	高千穂町大字押方4991番地イ
理 事	後 藤 良農夫	高千穂町大字押方4986番地
理 事	佐 藤 又 一	高千穂町大字押方4992番地イ
理 事	佐 藤 喜久雄	高千穂町大字押方5261番地
理 事	戸 高 芳 寛	高千穂町大字押方5370番地
理 事	安 在 学	高千穂町大字押方5666番地
理 事	戸 高 国 光	高千穂町大字押方5634番地

（任期：平成24年11月 6 日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事 長	佐 藤 学	高千穂町大字押方4991番地イ
理 事	後 藤 良農夫	高千穂町大字押方4986番地
理 事	佐 藤 又 一	高千穂町大字押方4992番地イ
理 事	佐 藤 喜久雄	高千穂町大字押方5261番地
理 事	戸 高 芳 寛	高千穂町大字押方5370番地
理 事	安 在 学	高千穂町大字押方5666番地
理 事	戸 高 国 光	高千穂町大字押方5634番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、堤土地改良区(小林市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年1月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	山 田 孝 人	小林市大字堤2838番地
理 事	窪 蘭 次 満	小林市大字堤3606番地2
理 事	小 川 了 嗣	小林市大字堤3565番地の4
理 事	大 山 秋 夫	小林市大字堤4305番地の2
理 事	川 野 輝 夫	小林市大字堤2080番地
理 事	平 昭 治	小林市大字堤3869番地
監 事	山 下 忠	小林市大字堤3417番地
監 事	古 川 昭 藤	小林市大字堤4695番地2

(任期：平成25年11月20日まで)

#### 2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	迫 文 男	小林市大字堤3764番地
理 事	山 之 口 洋 一	小林市大字堤2328番地1
理 事	坂 下 厚	小林市大字堤2621番地
理 事	小 川 了 嗣	小林市大字堤3565番地の4
理 事	大 山 秋 夫	小林市大字堤4305番地の2
理 事	戸 高 利 成	小林市大字堤1730番地1
監 事	山 下 忠	小林市大字堤3417番地
監 事	山 下 實 雄	小林市大字堤4626番地1

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、高城町土地改良区(都城市)の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成22年1月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
副理事長	七 村 勇	都城市高城町石山2386番地

## 教育委員会告示

### 宮崎県教育委員会告示第1号

平成22年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集人員を次のように定める。

平成22年1月12日

宮崎県教育委員会委員長 近 藤 好 子

学 校 名	学 部	学 科	募 集 人 員
明星視覚支援学校	高等部	普通科 通常学級	8人
		重複障害学級	2人
	保健医療科		8人
	専攻科 理療科	8人	
都城さくら聴覚支援学校	幼稚部		5人
	高等部	普通科 通常学級	8人
重複障害学級		4人	
延岡ととろ聴覚支援学校	幼稚部		5人
延岡わかあゆ支援学校	高等部	普通科 通常学級	8人
		重複障害学級	6人
延岡わかあゆ支援学校高千穂校	高等部	普通科 通常学級	8人
		重複障害学級	3人
みやざき中央支援学校	高等部	普通科 通常学級	56人
		重複障害学級	11人
		訪問教育学級	3人
赤江まつばら支援学校	幼稚部		5人
	高等部	普通科 通常学級	8人
		重複障害学級	4人

みなみのかぜ支援 学校	高等部	普通科	通常学級	24人
			重複障害学級	6人
			訪問教育学級	3人
日南くろしお支援 学校	高等部	普通科	通常学級	16人
			重複障害学級	6人
			訪問教育学級	3人
都城さりしま支援 学校	高等部	普通科	通常学級	32人
			重複障害学級	11人
			訪問教育学級	2人
延岡たいよう支援 学校	高等部	普通科	通常学級	32人
			重複障害学級	10人
			訪問教育学級	3人
清武せいりゅう支 援学校	高等部	普通科	重複障害学級	15人